

インフルエンザ発症（受診）証明書

校長・園長 様

学年： 年 組

氏名： 生年月日： 年 月 日

【医師記入】

病名：インフルエンザ（A型・B型・疑い）

(1) インフルエンザ発症日（発熱日） 年 月 日

(2) 発症（発熱）翌日から 5 日を経過する日 年 月 日

以降で、かつ、解熱後2日目（乳幼児は3日目）を経過した翌日が出席可能日です。

年 月 日

医療機関住所：

医療機関名：

電話 番 号 :

醫師署名：

【保護者記入】

学校保健安全法ではインフルエンザによる出席停止期間の基準は「発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日（乳幼児にあっては3日）を経過するまで」とされています。

発症（発熱）当日が〇日目となります。以下の（３）（４）の項目については、保護者が裏面を参考にして正しく記入して学校、園に提出してください。

(3) 解熱した日： 年 月 日

※ただし、発熱が長引いたり、咳などがひどくなる様なら再度診察を受けてください。

(4) 登校（登園）日： 年 月 日

保護者氏名：



子どもの出席停止期間の考え方

インフルエンザにかかったときは、学校保健安全法施行規則によって「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで」学校や幼稚園を休むことが定められています。

ここでいう「発症」とは、発熱の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第 1 日とします。数え年と同じ考え方です。

どんなに早く熱が下がってたとしても、最低、発症した後 5 日は出席停止となります。

熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。

発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38 度以上の発熱等）が始まった日です。受診していない場合や、インフルエンザ発症（受診）証明書が提出されない場合は、出席停止扱いになりません。

処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウィルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染、流行が懸念されます。

インフルエンザ出席停止期間早見表

小学生以上の場合＝発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過

日にちを 記入 →	発症日	発症後							
	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
発熱後 1 日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目			登校可		
発熱後 2 日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目		登校可		
発熱後 3 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可		
発熱後 4 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可	
発熱後 5 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可

幼児以下の場合＝発症後 5 日を経過、かつ、解熱後 3 日を経過
（小学生以上に比べて、長くウィルスを排泄するため）

日にちを 記入 →	発症日	発症後								
	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目
発熱後 1 日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目		登園可			
発熱後 2 日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	登園可			
発熱後 3 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	登園可		
発熱後 4 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	登園可	
発熱後 5 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	登園可